

3月号

おおもり青色申告会

No.0684

一般社団法人 大森青色申告会

令和5.3.1

令和4年分の確定申告は済みましたか？

※確定申告期限の延期申請ができる場合があります。詳しくは、本紙3面をご覧下さい。

●所得税の申告＆納付は・・・

申告期限：3月15日(水)

納付期限：3月15日(水) 現金納付の方
：4月24日(月) 口座引落の方

●消費税の申告＆納付は・・・

申告期限：3月31日(金)

納付期限：3月31日(金) 現金納付の方
：4月27日(木) 口座引落の方



※申告会 3月以降の申告相談体制につきましては、
次ページ以降を参考にして下さい。

[注意] 3月15日(水)は、当会での確定申告の提出及び相談はおこないません

～～ 所得税の申告内容に誤り見つけたら！～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをしておきましょう。

◆3月15日 までは 訂正申告

◆3月16日 以降は 修正申告又は更正の請求

会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員の皆様の会費で運営されております。当会報2面に確定申告期スケジュールを掲載しておりますが、確定申告期のご予約をとっていただく場合、令和4年度会費がありますと、ご予約ご相談の受付けをすることができません。先着順相談期間の場合も同様です。会費未納の方は、ご相談日当日に納付して頂くか、事前に納付して下さるようご協力をお願い致します。

また、12ヶ月以上会費が未納になると自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再入会されるケースが毎年見受けられますが、未納年度分の会費と合わせて翌年度分の会費も頂戴することとなりますので、ご理解ご協力の程を宜しくお願い致します。



◆青色コーナー従事者研修会開催される◆

青色コーナー従事者研修会が令和5年1月27日(金)に大田文化の森に於いて行われました。大森税務署担当官をお招きし、本年のコロナ禍における青色コーナーへ臨むこと等が話し合われました。従事される役員の皆様には心より感謝申し上げます。

なお青色コーナーとは、大森税務署の確定申告署外会場である池上会館に設置されるブースであり、青色申告制度の普及推進と入会勧奨を目的に設置されます。

※当会会員の方は、青色コーナーでのご相談はご遠慮いただき、当会事務所でのご相談をお願いいたします。



事務局よりお知らせ

3月16日(木)は創立記念日のため、3月17日(金)・20日(月)は税務研修の為お休みとなります。

会費の口座振替のお知らせ

令和5年4月6日(木)

令和5年4月～6月分：6,000円

会費お支払にあたり口座振替をご利用頂き誠に有難うございます。次回の振替日は上記日程となっておりますのでご確認の程宜しくお願い致します。また、口座振替のお手続きがまだお済ではない方は、お早めにお手続きをお願い致します。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



繁忙期を迎える1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定ですが、是非ご利用ください。

無料法律・保険相談
休止のお知らせ

►国税庁HPより 申告・納付等の期限の個別延長関係(抜粋)

期限までに申告等ができなかった場合の個別延長について

(令和4年12月20日更新)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等をすることができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、「納税者」又は「税務代理等を行う税理士等」が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別指定による期限延長が認められます。※青色申告会は「税務代理等を行う税理士等」に該当しません。
- なお、期限までに申告・納付等をすることができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

►都税事務所からのお知らせ

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧とは、納税者が自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和5年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月3日(月)から6月30日(金)までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所で縦覧帳簿をご覧になれます。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP
(縦覧について)



主税局HP
(本人確認方法について)

3月の申告相談スケジュール

令和4年分決算確定申告の相談

- ・予約相談期間 3月1日(水)～3月9日(木)

☆土曜日の指導は3月4日の午前のみとなります。

☆お電話にてご予約下さい。

- ・先着順相談期間 3月10日(金)～3月14日(火)

☆受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分

☆土曜日の指導は3月11日の午前中(受付は午前11時まで)のみです。

※最終日に近づきますと、大変混雑致します。お待ちいただく時間が長くなりますので、なるべく早めにお越し下さい。

※3月15日(水)は提出及び相談を行いませんのでご注意下さい。

令和4年分消費税確定申告の相談

- ・先着順相談期間 3月22日(水)～3月31日(金) (土・日曜日はお休みです)

☆受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

☆消費税の確定申告は原則この期間での対応とさせていただきます。

決算確定申告期指導がスタートしました！

当会では、令和5年2月1日(水)から令和4年分の決算確定申告指導がスタートしました。当会での予約制の期間は3月9日(木)までとなっておりますので、お早めにご予約をお取りください。また、決算確定申告指導をお受けする際に指導サポート料(1口2,000円以上)をお願いしております。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※当会会館では、常に窓を開けて換気を行い、アルコール消毒や飛沫シート等で新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しております。ご来所される際には、手指消毒・マスク着用・体温測定をお願いしております。

